

# 報 告

## 1 特別給改定についての基本的考え方

職員の給与に関する条例、公立学校職員の給与に関する条例等の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の特別給（期末・勤勉手当）については、例年5月から行う職種別民間給与実態調査において、前年8月からその年の7月までの1年間に民間事業所で支払われた特別給の実績を精確に把握し、支給割合に換算した上で、これを職員の特別給の年間支給月数と合わせることであります。

本年においても、職員の特別給については、例年どおり過去1年間において民間事業所で支払われた特別給の実績を支給割合に換算して比較を行い、必要があればその改定を勧告することとなります。

## 2 民間企業における夏季一時金に関する調査

### (1) 調査概要

本年の民間企業の夏季一時金の決定状況は、公表された資料等によると、大幅な前年比マイナスとなることがうかがえ、このような急速かつ大幅な一時金の減少は極めて異例の事態にあります。

このような状況の中、人事院は、緊急にその決定状況を把握するための特別調査を実施することとしたところです。

本県においても、県内に事業所のある主要な民間企業の春闘における一時金の妥結状況を見ると、昨年を大幅に下回っている状況も見受けられることから、本委員会として、本年4月22日から5月7日までの間、緊急に一時金の決定状況を把握するために平成21年民間企業における夏季一時金に関する特別調査（以下「特別調査」という。）を実施しました。

調査方法及び項目は、層化無作為抽出法によって抽出された「平成21年職種別民間給与実態調査」の対象である147事業所を対象とし、郵送調査により、本年の夏季一時金の予定されている平均支給額及び平均支給月数並びに前年の

夏季一時金の平均支給額及び平均支給月数等について調査しました。

## (2) 特別調査の結果

今回の特別調査の結果は次のとおりでした。

### ア 回答状況

本年4月22日から5月7日までの調査期間において、対象147事業所のうち回答があったのは109事業所（74.1%）、未回答であったのは38事業所（25.9%）でした。

### イ 本年の夏季一時金の決定状況

対象147事業所のうち、夏季一時金を決めたとする事業所（年間一時金を決めた事業所のうち夏季一時金の配分が明らかになっている事業所を含む。以下「決定済事業所」という。）は14事業所（9.5%）、未定であるとする事業所（以下「未定事業所」という。）は95事業所（64.6%）、未回答であった事業所は38事業所（25.9%）でした。

決定済事業所の14事業所のうち、昨年に比べて増加したのが2事業所、減少したのが12事業所でした。

昨年に比べ減少した12事業所のうち、減少率10%未満が2事業所、同10%以上20%未満が1事業所、同20%以上が9事業所でした。

## 2 国家公務員の期末手当等に関する人事院勧告等

### (1) 民間企業における夏季一時金に関する調査概要

人事院は、職種別民間給与実態調査の対象企業（全国の企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の企業）から抽出した約2,700社を対象に、平成21年民間企業における夏季一時金に関する特別調査（以下「人事院特別調査」という。）を郵送調査の方法により実施し、本年夏季一時金の予定されている平均支給額及び平均支給月数並びに前年の夏季一時金の平均支給額及び平均支給月数等について調査しました。

## (2) 調査の実施結果

### ア 回答状況

本年4月7日から4月24日までの調査期間において回答があったのは、対象約2,700社のうち2,017社で、割合にして75.6%となっています。

### イ 本年の夏季一時金の決定状況

夏季一時金を決めたとする企業（年間一時金を決めた企業のうち夏季一時金の配分が明らかになっている企業を含む。以下「決定済企業」という。）は、340社であり、母集団の従業員に復元して算出した割合は、19.7%となっています。

### ウ 本年の夏季一時金の対前年増減率

決定済企業において、母集団の従業員に復元して算出した夏季一時金の対前年増減率は、13.2%となっています。

## (3) 人事院勧告の内容

人事院では、この調査結果を踏まえた上で、民間の夏季一時金と公務における特別給に大きな乖離があることは適当でなく可能な限り民間の状況を公務に反映することが望ましいこと、また、12月期の特別給で1年分を精算しようとする大きな減額となる可能性があることを考えると、何らかの調整的な措置を講ずることが適当であるとしています。

その措置を行うに当たっては、現時点において、民間の夏季一時金が大きく減少していることを踏まえた措置が必要であるものの、本年の夏季一時金の全体状況を精確に把握することができないことから、暫定的な措置として6月期の特別給の支給月数の一部を凍結することが適当であるとしています。

特例措置による凍結分の月数については、職員の6月期の特別給の支給月数（2.15月）に前記対前年増減率（13.2%）を乗じて得た月数を0.05月単位で切り捨てて得られる月数である0.25月分とすることも考えられるが、今回の調査結果を見ると、約8割の企業において本年の夏季一時金が未定である上、業種によって夏季一時金の改定には大きな違いがあることから、今後の決定状況

によって全体の改定状況は変動する可能性があることを考慮し、職員の特別給の改定幅の最小単位としている0.05月分を差し引いて得られる0.20月分を凍結することとしています。

この特例措置による凍結分に相当する支給割合の期末手当及び勤勉手当の取扱いについては、職種別民間給与実態調査において例年どおり特別給の支給状況を調査し、本年夏には必要な措置を勧告するとしています。

### 3 むすび

本委員会が実施した特別調査及び国家公務員に対する人事院勧告等の概要は前記のとおりであり、これを受け、本委員会は次のとおり報告します。

本委員会が実施しました特別調査の結果を見ると、調査対象である147事業所のうち決定済事業所は14事業所（9.5%）、未定事業所は95事業所（64.6%）となっており、また、未回答は38事業所（25.9%）でした。

このように、決定済事業所が14事業所と1割にも満たず、9割以上の事業所においては、本年の夏季一時金の支給額が未定又は不明な状況にあることから、調査結果としては十分な精度を確保できないことに加え、今後の決定状況によっては大きく変動することが想定されます。

一方、県内に事業所のある主要な民間企業の春闘における一時金の受結状況や一部の事業所ではあるものの特別調査の決定済事業所の状況を見ると、全国の状況と同様に、夏季一時金が相当なマイナスとなっていることが認められました。

人事院勧告においては、人事院特別調査の結果を踏まえ、6月期の期末・勤勉手当の支給月数のうち0.20月分を凍結する内容の勧告がなされ、各都道府県の相当数においても同様の勧告等がなされることが予想されます。

職員の特別給については、このような社会一般の情勢に適応させる必要があるとともに、国や他の都道府県の動向も考慮すると、何らかの調整的な措置を講ずる必要があると考えます。

しかしながら、この調整的な措置の内容を決めるに当たって、十分な精度を確保することができなかった特別調査の結果を基に決めることは適切ではないと考えます。

以上の状況を総合的に勘案して、本県の調整的な措置については、全国の民間企業の情勢を踏まえてなされた人事院勧告に準拠することとし、6月期の期末・勤勉手当の支給月数のうち0.20月分を凍結することとします。

この特例措置による凍結分に相当する支給割合の期末・勤勉手当の取扱いについては、職種別民間給与実態調査において、例年どおり特別給の支給状況を調査し、本年秋には必要な措置を勧告することとします。

今回の人事委員会勧告は、昨年来の世界的な金融危機を発端とした景気の急速な悪化に伴い引き下げられた民間の夏季一時金を踏まえてなされるものです。

職員においては、期末・勤勉手当の支給を凍結するという大変厳しい内容の勧告となりますが、こうした社会情勢下になされた措置であることを十分に認識するとともに、職員一人ひとりが全体の奉仕者として、より一層の自覚と責任、高い倫理観を持って、職務に精励していくことを強く要望します。

県議会及び知事におかれましては、労働基本権が制約されている職員の適正な処遇を確保するため、情勢適応の原則に基づき職員の給与水準を民間の給与水準に合わせるものとして定着している給与勧告制度が果たしている役割に対し深い理解を示され、今回の人事委員会勧告を実施されるよう要請します。



## 勸 告

次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和29年三重県条例第67号）、公立学校職員の給与に関する条例（昭和30年三重県条例第10号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年三重県条例第72号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年三重県条例第61号）を改正することを勧告する。

なお、本委員会は、1の(3)の措置について、民間における特別給の支給状況を調査し、別途、勧告することとする。

### 1 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置に係る改正

#### (1) 職員の給与に関する条例及び公立学校職員の給与に関する条例の改正

平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合は、職員の給与に関する条例第21条第2項及び第3項並びに第22条第2項又は公立学校職員の給与に関する条例第23条第2項及び第3項並びに第24条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める月数とすること。

ア イに掲げる職員以外の職員 1.25月分（特定幹部職員にあっては、1.1月分）及び0.7月分（特定幹部職員にあっては、0.85月分）

イ 再任用職員 0.7月分（特定幹部職員にあっては、0.6月分）及び0.3月分（特定幹部職員にあっては、0.4月分）

#### (2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

平成21年6月に支給する期末手当の支給割合は、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第6条第3項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第2項及び第3項の規定により読み替えて適用する職員の給与に関する条例第21条第2項及び公立学校職員の給与に関する条例第23条第2項の規定にかかわらず、1.45月分とすること。

- (3) 本来平成21年6月に支給すべきものとして、職員の給与に関する条例及び公立学校職員の給与に関する条例に定められている期末手当及び勤勉手当の支給割合と1の(1)及び(2)による期末手当及び勤勉手当の支給割合との差に相当する支給割合の期末手当及び勤勉手当の取扱いについて、必要な措置を講ずること。

## 2 実施時期

この勧告を実施するための条例の公布の日